

# 「ユニバーサル就労条例（仮称）」（条項素案）

## 基本理念

- ◆「ユニバーサル就労」を推進すること
- ・「民都・大阪」として、府・府民・事業者などが協働して、「誰もが活躍できる社会」をめざし、「ユニバーサル就労（ひとり親・障がい者・生活困窮者などの就労困難者の就労）」を推進する。

【期待される効果】  
大阪府が進めてきた行政の福祉化の理念を大阪全体で共有し、オール大阪で『ユニバーサル就労』を推進することを明確化

【参考】  
**富士市ユニバーサル就労の推進に関する条例（平成 29 年）**  
第 3 条 ユニバーサル就労は、様々な理由により働きたくても働くことができない状態にある全ての人がある個性や意欲に応じて能力を発揮し、社会を構成する一員として社会経済活動に参加することを基本とし、市、市民、事業者及び事業者団体の協働により推進されなければならない。

## 顕彰

- ◆事業者などの取り組みを顕彰すること
- ・府は、ひとり親などの「就労困難者」の就労に貢献した事業者などを顕彰する。

【期待される効果】  
行政の福祉化の取組に賛同する企業等をアプローチ、発信することにより、民間企業等に取組を波及させる。

【参考】  
**大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例（平成 22 年）**  
第 15 条 知事は、障がい者の雇用の促進等に関し、特に優れた取組をした事業主の顕彰を行うものとする。

## 中間支援組織

- ◆「中間支援組織」の位置づけを明確にすること
- ・ひとり親などの「就労困難者」の支援の役割を担う「中間支援組織」を、府が指定する。

※支援の内容（例） 職業訓練・職域開拓・就労訓練・事業者とのマッチング・職場定着

【期待される効果】  
『総合評価入札』で実施する業務に係る職場定着支援などの役割を担う中間支援組織について、条例に基づいて認定し、府との協働により行政の福祉化の中心的役割を担うことを明確化

【参考】  
**草津市協働のまちづくり条例（平成 26 年）**  
第 9 条 中間支援組織は、自主的なまちづくりに関する支援を行い、および協働によるまちづくりの推進に必要な各主体間における調整を行うよう努めるものとする。  
第 22 条 市長は、市民と市との協働によるまちづくりを円滑に進めるため、市民と市の間において支援する中間支援組織を別に定めるところにより指定することができる。  
2 前項の規定により指定された中間支援組織は、市の協働によるまちづくりの推進に積極的に協力するものとする。  
3 市は、第 1 項の規定により指定された中間支援組織を積極的に活用するものとする

## 公契約等を活用した就労支援

- ◆公契約等を活用した就労支援の位置づけを明確にすること
- ・府は、「総合評価一般競争入札」等の活用などにより、「就労困難者」の就労支援を推進するために必要な措置を講じる。

【期待される効果】  
行政の福祉化の中心的取組である『総合評価入札』『清掃業務を通じた就労訓練』について、条例に位置付け恒久的な取組とする。

【参考】  
**愛知県公契約条例（平成 28 年）**  
第 8 条 知事等は、公契約の締結に当たっては、その目的及び内容に応じ、事業者に係る次に掲げる事項を勘案するものとする。  
(中略)  
二 障害者その他の就業を支援する必要がある者の雇用の促進に資する取組を行っていること（後略）

## 審議会の設置

- ◆ユニバーサル就労にかかる取組を審議するため、審議会を設置すること
- ・「総合評価一般競争入札」に係る「就労支援費込労務単価」のあり方（概念規定・適用範囲や仕組みなど）、顕彰の審査、中間支援組織の指定その他ユニバーサル就労にかかる取組について審議するため、審議会を設置する。